

## コミュニケーション・オン・プログレス (Communication On Progress)

2019年8月30日  
黒田電気株式会社

対象期間：2018年4月1日～2019年3月31日について、ご報告します。

### 記

#### 1. 最高経営責任者による「GC10原則」への継続的支持の表明

私たちを取り巻く環境は、IoT や AI、ビッグデータ、ロボット、自動走行車などの技術の進展により、社会の在り方や生活そのものが大きく変化する分岐点に突入しております。

私どもは、このような変化への的確な対応を迫られると共に、貧困や飢餓、気候変動や生物多様性、さらには紛争鉱物問題を含むサプライチェーンにおける人権問題など様々な地球規模の課題にも直面しています。

当社は、創業以来変わらぬ企業理念として「生命」、「自由」、および「創造」を掲げ、社会や環境から受ける恩恵に感謝し、自由に創造的に事業を発展し続けることが黒田グループの存在意義であり、社会的責任と考えております。

当社はこのような考えに基づき、2011年3月に国連グローバル・コンパクト（GC）へ正式に加盟し、同時に GC10 原則を CSR の基軸として活動を続けて参りました。

当社は今後も、GC10 原則を支持していくことで、企業価値の向上と持続可能な成長を目指して参ります。

2019年8月30日  
黒田電気株式会社

細川 浩一

代表取締役社長執行役員 (CEO & COO) 細川 浩一

## 2. 国連グローバルコンパクトの4分野における主な実施項目と評価

2018年度の目標・計画に対する主な実施項目と評価をご報告します。

(評価基準⇒ ◎：目標以上    ○：目標どおり    △：未達)

### 【人権】

2018年度の目標・計画	2018年度の主な実施項目	評価
CSR・人権教育の実施	社内 WEB サイト上の情報誌として定着している KURODA Channel に、CSR コラムとして、2018年度は Vol.36～Vol.40 まで掲載し、「コーポレートガバナンス・コードの改正」「環境月間」「攻めの CSR」「SDGs」「企業価値評価の潮流」について話題を提供しました。	○

### 【労働】

2018年度の目標・計画	2018年度の主な実施項目	評価
階層・職務に沿った社員教育プログラムの実施	①基本・実務知識、テーマ別研修の実施 ②階層別研修の実施	○
働き方改革、女性活躍支援に向けての取り組み	①職種転向制度の適用により、希望する女性社員の一般職から総合職への職種転向を実施 ②育児との両立を支援するハンドブック（当事者用、上司用）の作成とガイダンスの実施 ③男性社員による育児休業取得促進の実施 ④「育児・介護法改正」に関する社内 WEB 研修の実施 ⑤生産性の向上、定時後の残業時間軽減を目的とした「朝方勤務」促進の実施	○
社員の健康対策支援の実施	①35才以上の社員を対象に、全額会社負担による人間ドック検診の実施 ②40才以上の社員を対象に、脳ドック・肺がん検診受診支援（費用補助）の実施 ③女性社員を対象に、子宮がん・乳がん検診受診支援（費用補助）の実施	○
社員の安全対策の実施	土曜出勤日の9月8日に外部講師を招聘し、「安全運転講習」ならびに「AED使用体験講習」を実施しました。	○

メンタルヘルス対策プログラムの充実	①改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施 ②外部委託先を利用した EAP（従業員支援）サービスの提供	○
-------------------	--	---

### 【環境】

2018 年度の目標・計画	2018 年度の主な実施項目	評価
環境保全活動の推進	①中部地区において、黒田電気ならびにグループ会社から 37 名が参加して、公益財団法人オイスカ様との協働による環境保全プログラムを実施し、合わせて、東南アジアを中心とするオイスカの留学生の皆様との交流・懇親を深めました。 西部地区において実施している「企業の森（川西市黒川）」の活動は、「下草刈り」を予定していましたが、当日に台風が接近したため、やむなく中止としました。	○
	②「ISO9001/ISO14001：2015 年度版」に基づいて審査を受け、9 月 30 日にグローバル統合 ISO 認証（品質/環境マネジメントシステム）を維持更新しました。	○

### 【腐敗防止】

2018 年度の目標・計画	2018 年度の主な実施項目	評価
関連法規の順守とコンプライアンス行動規範の周知徹底	① 5 月に全社員を対象に「黒田電気グループホットライン」についての WEB 研修を実施し、その仕組みについて改めて説明を行いました。また、その中で、通報制度の更なる活用を図るため、社内窓口のほか、社外窓口もあること、匿名での通報が可能であること、秘密性は保たれ、通報者は保護されること等について説明を行い、会社の自浄作用を高めるためにホットラインが重要であることを周知しました。	○
	②土曜出勤日の 3 月 23 日に、外部専門家を招聘し、営業部門、経理部門を対象として下請法遵守に関する集合研修を実施しました。	○

	<p>③部門長をコンプライアンス推進責任者（講師）とし、法務・知的財産部より配信された研修教材を使用して、3ヶ月に1回（4回／年）、職場単位研修を実施しました。</p>	○
	<p>④KURODA Channel にコンプライアンスをテーマとする記事を毎月掲載していますが、2018年度は下記の記事を掲載し、具体的事例を交えて腐敗防止関連法規とコンプライアンス行動規範に対する理解の向上を図りました。</p> <p>2018年5月号：著作権違反防止</p> <p>2018年6月号：労働基準法の遵守</p> <p>2018年7月号：廃棄物処理法違反防止</p> <p>2018年8月号：独占禁止法違反行為（価格カルテル）の禁止</p> <p>2018年9月号：反社会的勢力との関係遮断</p> <p>2018年10月号：人権の尊重</p> <p>2019年1月号：ハラスメントの禁止</p> <p>2019年2月号：業務上横領に関する不正防止</p>	○